

事 務 連 絡

平成 2 1 年 7 月 9 日

各介護保険事業関係団体 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

高額医療・高額介護合算制度の周知について（依頼）

平素より、厚生労働行政の推進並びに介護保険制度の円滑な実施に御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記制度につきましては、本年 8 月 1 日より支給申請が本格化するところですが、本制度が十分に活用され、対象となる方の負担が軽減されるためには、まずは被保険者の方々に本制度を知っていただくことが重要であることから、厚生労働省では、別添のとおり周知に活用するためのポスターを作成しました。

つきましては、貴団体におかれましても、その趣旨について御了知いただきますとともに、本制度を広く被保険者へ周知する観点から、被保険者へ介護サービスを提供する事業所・施設等において、別添ポスターの掲示等により制度の周知を行っていただきたい旨、会員事業者等に周知していただくようご協力をお願いいたします。

なお、本ポスターについては、今後厚生労働省ホームページにも掲載する予定ですので御活用ください。

【問い合わせ先】

厚生労働省老健局介護保険計画課企画法令係  
電話 03-5253-1111（内線 2164）

# 高額医療・高額介護合算療養費制度 が始まりました。

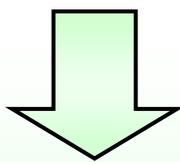
- 世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担（※）を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

※ 入院時の食費負担や差額ベッド代等を含みません。

～ このように負担が軽減されます ～

<夫婦2人世帯の例> (ともに75歳・市町村民税非課税)

- 例えば、1年間で、夫が医療保険で30万円、妻が介護保険で30万円を支払った場合 (世帯での年間の負担が60万円)



- **これからは**、年間60万円を支払った後、支給の申請をすると、基準額（31万円）を超えた金額 (29万円) をお返しします。

- 基準額は、世帯員の年齢構成や所得区分により異なります。また、初年度（平成20年4月～平成21年7月）については、特例的な取扱いがあります。
- 詳しくは、加入されている医療保険または介護保険の窓口へご相談ください。